

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 神戸市長田区苅藻島町二丁目2番11号

神港衛生株式会社

氏名

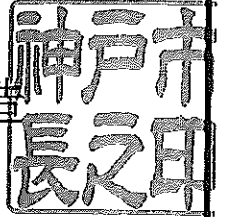
代表取締役 岡田 佳織

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する

神戸市長

久元 喜

造



許可の年月日 令和 2 年 2 月 15 日

許可の有効年月日 令和 7 年 2 月 14 日

1 事業の範囲

(積替え・保管を含まない)

- ①燃え殻 (水銀含有ばいじん等を含む。)
- ②汚泥 (石綿含有産業廃棄物を除く。水銀含有ばいじん等を含む。)
- ③廃油
- ④廃酸 (水銀含有ばいじん等を含む。)
- ⑤廃アルカリ (水銀含有ばいじん等を含む。)
- ⑥廃プラスチック類 (石綿含有産業廃棄物を含む。)
- ⑦ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず (石綿含有産業廃棄物を含む。)
- ⑧鉱さい (水銀含有ばいじん等を含む。)
- ⑨がれき類 (石綿含有産業廃棄物を含む。)

以上9種類、水銀使用製品産業廃棄物を含む。

(積替え・保管を含む)

- ①廃酸 (水銀含有ばいじん等を除く。)
- ②廃アルカリ (水銀含有ばいじん等を除く。)
- ③廃プラスチック類 (石綿含有産業廃棄物を除く。)
- ④紙くず
- ⑤木くず
- ⑥繊維くず
- ⑦動植物性残さ
- ⑧ゴムくず
- ⑨金属くず
- ⑩ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず (石綿含有産業廃棄物を除く。)

以上10種類、水銀使用製品産業廃棄物を含む。

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

積替え・保管場所: 神戸市長田区苅藻島町三丁目4番2号 面積: 40.4m² 保管上限: 52.0m³

積替えを行う産業廃棄物の種類: 上記事業範囲 (積替え・保管を含む) の①~⑩

以上10種類、水銀使用製品産業廃棄物を含む。

3 許可の条件 特になし

4 許可の更新又は変更の状況

昭和53年5月1日	新規許可	平成25年4月15日	変更許可	令和4年3月3日	変更届 (積替え・保管施設の変更)
平成12年7月13日	変更許可	平成27年2月14日	変更許可	令和5年12月11日	変更届 (代表者の変更)
平成17年3月4日	更新許可	平成27年2月15日	更新許可		
平成22年2月15日	更新許可	令和2年2月15日	更新許可		

5 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 (無)